

誤

(プレビーム桁架設から床版施工時における施工段階での錆汁が下フランジコンクリート表面に付着しているケースがあるため、内部からの錆汁であるか注意が必要。)

(3) 対策区分判定の事例

「国土交通省 道路局 国道・防災課 橋梁定期点検要領(案)平成16年3月)」の対策区分判定に示される「@ひびわれ」に対して、プレビームで想定される判定事例を以下に示す。

【判定区分 E1；橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷】

- ・コンクリートに大きな亀裂が発生し、たわみが局部的に増大している状況で鋼桁断面の破断、大規模な欠損が疑われる事例。

【判定区分 E2；その他、緊急対応が必要な損傷】

- ・跨道橋において通行車両の衝突から下フランジコンクリートが損傷し、ひびわれ部からコンクリートが剥落する可能性があり、2次被害が想定される事例。

【判定区分 S；詳細調査が必要な損傷】

- ・塩害の影響で、コンクリートの剥落等が発生している状況で内部鋼材の腐食状況を詳細に調査する必要がある事例。
- ・ひびわれ部から白色のゲル状物質が析出し、アルカリ骨材反応の恐れがある事例。
- ・竣工時に比べ、たわみ、振動が異常に大きくなった事例。
- ・火災被害により、コンクリートに爆裂および、ひびわれが発生している事例。

【判定区分 M；維持工事で対応が必要な損傷】

- ・腐食環境が厳しく、鉄筋の腐食が進行しており、変状部分周辺のコンクリートのハツリ・断面補修が必要な事例。

【判定区分 C；速やかに補修等が必要な損傷】

- ・腐食環境は良好であるが、水が浸入する可能性があり、早急に防錆性能の改善が必要な事例。

【判定区分 B；状況に応じて補修等が必要な損傷】

- ・腐食環境は良好で、水の浸入がない場合、橋梁の重要度、および補修工事の優先順位を考慮して、経過観察とする事例。

【判定区分 A；経過観察】

- ・腐食耐久性上の有害と判定されるひびわれがない事例。

正

(プレビーム桁架設から床版施工時における施工段階での錆汁が下フランジコンクリート表面に付着しているケースがあるため、内部からの錆汁であるか注意が必要。)

(3) 対策区分判定の事例

「国土交通省 道路局 国道・防災課 橋梁定期点検要領(案)平成16年3月)」の対策区分判定に示される「@ひびわれ」に対して、プレビームで想定される判定事例を以下に示す。

【判定区分 E1；橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応が必要な損傷】

- ・コンクリートに大きな亀裂が発生し、たわみが局部的に増大している状況で鋼桁断面の破断、大規模な欠損が疑われる事例。

【判定区分 E2；その他、緊急対応が必要な損傷】

- ・跨道橋において通行車両の衝突から下フランジコンクリートが損傷し、ひびわれ部からコンクリートが剥落する可能性があり、2次被害が想定される事例。

【判定区分 S；詳細調査が必要な損傷】

- ・塩害の影響で、コンクリートの剥落等が発生している状況で内部鋼材の腐食状況を詳細に調査する必要がある事例。
- ・ひびわれ部から白色のゲル状物質が析出し、アルカリ骨材反応の恐れがある事例。
- ・竣工時に比べ、たわみ、振動が異常に大きくなった事例。
- ・火災被害により、コンクリートに爆裂および、ひびわれが発生している事例。

【判定区分 M；維持工事で対応が必要な損傷】

- ・排水装置等からの漏水がある場合、清掃等により水の浸入防止対応が可能な事例。
- ・鉄筋が露出している場合は、塗装等の表面処理により補修工事までの防錆処理を行うのが望ましい。

【判定区分 C；速やかに補修等が必要な損傷】

- ・有害なひび割れに対し、腐食環境が厳しい場合や水の浸入がある場合、早急に防錆性能の改善が必要となる事例。

【判定区分 B；状況に応じて補修等が必要な損傷】

- ・腐食環境は良好で、水の浸入がない場合、橋梁の重要度、および補修工事の優先順位を考慮して、経過観察とする事例。

【判定区分 A；経過観察】

- ・腐食耐久性上の有害と判定されるひびわれがない事例。